

平成28年5月25日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成28年5月25日(水)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成28年5月25日(水)
午後2時59分
- 3 招集の場所 ハピネスふくちやま(第1会議室)
- 4 出席委員の氏名 倉橋 徳彦
大槻 豊子
塩見 佳扶子
和田 大顕
荒木 徳尚
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 田中 悟
教育委員会事務局理事 中川 清人
次長兼教育総務課長 芦田 誠
教育総務課参事 藤田 一樹
次長兼学校教育課長 眞下 誠
学校教育課参事兼教育総務課 一戸 香里
学校教育課総括指導主事 端野 学
次長兼生涯学習課長 崎山 正人
学校給食センター所長 小林 隆則
中央公民館長 佐々木 和美
図書館中央館長 吉田 和彦
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 芦田 誠
- 7 議事及び議題
別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第3号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 委員長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

倉橋委員長が開会を宣告。

倉橋委員長 傍聴人から傍聴の申請があります。
許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

4月に開催しました教育委員会会議録について、出席委員全員異議なく承認されました。

3 教育長報告の要旨

荒木教育長から以下の報告がありました。

(1) 平成28年度いじめ根絶対策事業全体計画について

趣旨として、自己を尊重するとともに他者をも尊重する心や、あらゆる人権問題を自分自身の問題としてとらえ、主体的に解決を図る意欲や実践力を育むという目的を掲げており、これを達成するため本事業を行うものであります。

本年度は、いじめ防止対策推進法の成立に基づき、いじめ根絶強調月間、小学校親子授業～ネットトラブルゼロ講座～、いじめ防止講演会などを設定し、全市的ないじめ防止の風土づくりに取り組みます。

また、平成26年度に策定された各校の「いじめ防止基本方針」について、策定から3年目となる今年度、いじめ根絶強調月間に合わせ、各校の「いじめ防止基本方針」の見直しを行い、より実態に応じた実効力のあるものに改訂します。

事業内容として、『優しい言葉でつながろう！わたしと・あなたと・みんなと…』をスローガンとし、年度当初よりいじめに対する取組を各校のいじめ調査等結果に基づき進めています。11月を福知山市のいじめ根絶強調月間に設定し、広報ふくちやま等で市民に知らせると共に、各小中学校の実態に合ったいじめ防止に向けた取組を工夫し実施します。特に、児童生徒の主体的な取組や保護者、地域と連携した取組を推進します。

実施例として、いじめ防止にむけた集会活動や異年齢活動、児童会・生徒会を中心とした、いじめ防止のアピール活動、自分の言葉遣いを見直すキャンペーン、いじめ対応のスキルアップの取組(劇、シミュレーションなど)、PTAや地域と連携したいじめ防止に向けた啓発活動、参観日を活用した、いじめ防止に向けた公開授業(道徳、特活)、学校便り、ホームページでのいじめ防止強調月間の取組アピール等々、工夫を凝らして取り組んでいきたいと思えます。

また、強調月間の中で、【いじめ防止講演会】を11月11日に、ハピネスふくちやま4階市民ホールにおいて、佛教大学教授 原 清治さんを講師としてお迎えし、教育委員会とPTAとが共催で開催する予定であります。

今年度の福知山市のいじめ根絶対策事業としまして、小学校親子授業「ネットトラブルストップ講座」を開催します。

趣旨として、ネット時代の子どもたちを取り巻く状況は、SNSによる様々

なトラブル、いじめ等の人権侵害が日々深刻さを増し、学校現場は踏み込んだ対応を迫られている実情があります。

こうした背景をふまえ、昨年度は、兵庫県情報セキュリティサポーター 篠原 嘉一さんを講師にお迎えし、教育委員会とPTAとが共催で「いじめ防止講演会」を開催しました。

さらに今年度は「小学校親子講座」と題しまして、同じく篠原 嘉一さんを講師にお迎えし、小学校での派遣授業を開催することで、親子で学習を深める機会を設定し、ネット等によるいじめ防止に向け、ネット利用のルール作りや大人としての役割を、児童、保護者及び教職員とが一緒に考え行動化をめざす講座とします。実施校につきましては、別途公募にて9校を選定します。

学校の状況は深刻さを増し、ネット社会が広がりを増す状況の中で、大事なことは繰り返し繰り返し、血になり肉になりDNAに浸み込まれるまでやらなければならないと思っています。どう対応していくかノウハウを考えながら、粘り強く実施していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

(2) こだま教育 街角掲示板について

5年間継続して掲示いただいている推進委員32名に、感謝状をお渡ししました。

「自分の夢や幸せの実現のために、一生懸命がんばる」、そして「自分のためだけでなく、人のためにも、社会のためにも尽くそうとする」そして、共に幸せを生きようとする志を持った市民の育つ町・そんな市民を育てようとする気風・風土のある町が「教育のまち 福知山」であります。

大学ができたから、交流プラザができたからということだけで教育のまちということではなく、人材を育てるまちであることこそ教育の町であると思ひます。

「教育のまち 福知山」という言葉は、昭和50年代の初め本市教育委員会が展開した「こだま教育（運動）」の中で生まれました。

産業構造の変化や、急速な社会の変化の中で、「子どもの自殺」、「家庭内暴力」、「不登校」が全国的に大きな教育問題となった時代であります。

このような時代的背景の中で、家庭・地域社会の責任と役割の自覚を促すために、本市教育委員会が果敢に展開したのが「こだま教育運動」です。

家庭、地域社会のそれぞれの役割・責任を自覚し、互いに高まり合おうとする啓発の心が“こだま”し合って、「教育のまち 福知山」の創出を目指したものであります。

「こだま教育（運動）」というのは、響きあって育つ「響育」また、共に育つ（共育）運動であり、今もその精神は生きており、教育によって学んだことを、自分の幸せや夢の実現のため（自己実現）に活かすだけでなく、人のため（他者貢献）に、社会のため（社会貢献）に活かし、共に幸せを生きようとする志を持った市民が育つ町、そんな市民を育てようとする気風のある町にしていきたいと思ひております。

掲示黒板は、市民がそれぞれの社会的役割・責任を自覚し、互いに高まり合おうとする空気を醸成し、教育を尊ぶ気風を創出してもらいたいという思いで掲示しております。

街角黒板の意義として、356か所・357人の推進委員のみなさんに掲示をお願いしています。どの町内にも小さな黒板があり、控えめで特別場所をとらず、すべてが6行文で統一してあり、短いところに味わいも感じます。

また、手書きであり、赤チョークでルビをいれていただいているところもあ

り、あたたかさが感じられます。

さりげなく、押し付けがましくなく、心に響くというところがねらいであります。

今後の街角掲示板のあり方として、社会の変化に対応するものとし、硬くもろいものはだめ、やわらかすぎても弱いものになる。しなやかなものに、また、自ら考え自らが答えを導きだせ、押し付けがましくないものを考えています。

社会教育委員会議で、今後の普及方法を課題にさせていただいてもよいのではないかと思います。

平成28年4月から7月の掲示文は資料2のとおりです。

(3) 市立学校校長宛「障害を有する職員への合理的配慮の提供に関する要領について」の送付について

障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、障害者である職員に対する合理的配慮の提供が法的義務とされるとともに、相談体制の整備等を行うこととされました。この改正に伴い「障害を有する職員への合理的配慮の提供に関する要領について」を周知するために送付したものです。

合理的配慮に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

①合理的配慮は、個々の事情を有する障害者である職員と福知山市との相互理解の中で提供されるべき性質のものであること。

②過重な負担にならない範囲で、職場において支障となっている事情等を改善する合理的配慮に係る措置が複数あるとき、障害者である職員との話合いのもと、その意向を十分に尊重した上で、より提供しやすい措置を講ずることは差し支えないこと。

③障害者である職員が、希望する合理的配慮に係る措置が過重な負担であるときは、当該職員との話合いの下、その意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で合理的配慮に係る措置を講ずること。

④合理的配慮の提供が、円滑になされるようにするという観点を踏まえ、障害者も共に働く一人の職員であるとの認識の下、校長だけでなく同じ職場で働く職員一人ひとりが障害の特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要であること。

学校だけに課題を敷くのではなく、相互理解しながらやっていかななくてはならないと思っています。

(4) 教頭会での教育長講話について 人材育成＜教頭は後進の手本たれ！＞

管理職大量退職時代の到来を迎え、本市の将来の学校経営体制を整えるため、次期教頭・教務主任等の育成は急務であります。教頭先生方に教務主任・教頭などの人材育成に具体的・積極的に関わり、教頭職のあり方を身をもって示していただきたいと思っています。

補佐の意味とは、単なる手助けではなく、校長職務内容が分かっている初めて代理・代行が可能となります。校長と教頭の相互の信頼感は、互いの仕事の確かさを認め合うことにより生じます。「教頭は校長の半歩後ろ」の位置関係となり、また、教頭と校長は、「ピッチャー」と「キャッチャー」の関係になります。学校経営の推進は、校長と教頭の「協働」作業となるため、意思疎通を欠いている時は、学校経営に澁みが生じることになります。

学校経営のノウハウが、途中で中断されることのないよう人材育成し、その手本となるのは教頭先生御自身であることを伝えました。

(5) 教育委員会のホームページに平成28年度にあたって「教育長のことば」を

掲載しておりますので御確認ください。

(6) 平成28年度総合教育会議の開催について

平成28年5月31日に総合教育会議を実施する予定になっております。

このことについては、あとで報告がありますので省略いたします。

倉橋委員長 教育長から6点、報告をいただきました。
御質問、御意見はありませんか。

和田委員 いじめに対する取組について、事例を4点ほど挙げていただいておりますが、もう少し子どもたちの動きがわかるような内容を具体的に教えていただきたい。

眞下次長兼学校教育課長

いじめ防止のアピール活動として、中学生が具体例を設定してルールを守るなど、子どもたちの自主的な取組を中心に、また、地域を巻き込んだ形の中でルールを設定しようという取組があります。

保護者のみなさんが、ラインなどの危険性を新たに認識されていますので、それを一歩伸ばすという形で事業展開を図っています。

和田委員 教育委員会のいじめの定義と、保護者や先生方のいじめの定義は一致していますでしょうか。

眞下次長兼学校教育課長

国や京都府の調査において、子どものいじめの認識と、大人のいじめの認識のずれは生じていると思います。子どもたちのほうが広い意味でのいじめを認識していると考えております。

倉橋委員長 他にありませんか。

塩見委員

教育長さんの報告の言葉の中で、血となり肉となるように繰り返して事業等を行っていかねばならないというお話がありました。

11月に実施される事業について、とても良い取組であると思います。そのことに関わりましてお願いがあります。人間関係が構築されつつある1学期の間に、幼稚園、小学校、中学校で、前哨授業を立ち上げていただき、11月に検証を含め定着を図り、また3学期に検証を図るといった波状的な取組をお世話になれたらうれしいなと思います。

また、実施例についてですが、教職員に対する研修が表れていません。趣旨のところに「自分自身の問題としてとらえ、主体的に解決を図る意欲や実践力を育む」とありますが、これはとても難しいことだと思います。事象が起きた時にいち早く対応できるよう、教職員に対する研修も取り入れていただきたいと思います。

次に、こだま教育街角掲示板についてですが、このまま続くのだろうか、しんどいところもあるやもわからないという雰囲気もあります。前回のパブリックコメントの中で、自己満足しているのではないかという御意見もありました。

そうではなく、社会教育とは地道に草の根運動をしていくものですので、続けていただきたいと思います。ただ、その方法として、

「広報ふくちやま」などで、市民の方に条件を制約し掲示文を募集して、市民参画の街角掲示板にしてもよいのではないかと思います。

次に、各小中学校では、いじめ防止にむけた児童会、生徒会を中心としたアピール活動を年間で計画しています。そこへ教育委員が学校に訪問し、肌で課題や成果を感じていくのもよいのではないかと思います。

倉橋委員長 意見がありました、事務局で何か検討されていることがありましたらお願いします。

荒木教育長 学校教育での事業をここでは紹介しています。社会教育についても補導委員さんの研修会があり、各学校からも先生方が参加しておられます。そこでは、警察からスマートフォンの実情について研修をしていただきました。

社会教育の青少年問題協議会においても研修を実施し、学校教育、社会教育合わせて、年間を通していろいろな研修計画を実施しています。

また、いじめの見方は本当に難しいもので、再三、学校にお願いしていますが、組織的な対応をするよう伝えています。

多くの目で確かめながら、組織的に対応し検証していかなければならないと思っています。

また、街角掲示板については、御意見いただいたことを検討しながら進めていきたいと思っています。

眞下次長兼学校教育課長

インターネットのトラブルが大きな課題になっている状況の中で、今年度につきましては、ネットトラブルストップ講座を計画しているわけですが、こういったことについて情報提供をし、互いに共通認識を図りながら着実に進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

大槻委員 ネットトラブルストップ講座についてですが、小学校で実施9校の選定となっておりますが、どの学校もどの親も受講できるような形にさせていただきたいと思ひます。

倉橋委員長 いじめ根絶対策事業にしましても、こだま教育にしましても重要な課題であり、具体的にいろいろな動きをしていただいていると思ひますが、そのような中で先ほどの御意見も活かしながら、一層充実するよう考えていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。他に御意見ありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 では、次に議題へ移ります。

4 議事

(1) 議第3号 (福知山市社会教育委員の委嘱について)

倉橋委員長 「福知山市社会教育委員の委嘱について」説明いただきたいと思ひま

す。

崎山次長兼生涯学習課長

～資料に基づき説明～

資料については、会議案2ページから3ページまでとなります。

前回の教育委員会議で第17期社会教育委員の委嘱について、継続いただく4名の方の承認をいただいたわけですが、今回新たに、平成28年6月1日から平成30年3月31日までの約2年間に任期として、3ページにあります4名の委嘱について、御審議いただくものです。御承認いただきましたら、第17期の社会教育委員として8名で新たな活動をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

倉橋委員長

4月に議決をしました4名に加えて、新たに4名委嘱し、8名での第17期の社会教育委員ということでございます。

このことについて、御質問はありませんか。

和田委員

社会教育委員というのは、教育長または教育委員会の諮問に調査研究をして答えていただくことが任であります。子どもたちが抱えている問題について、社会教育委員に投げかけていただき、それに答えていただくといくことを改めて御記憶においていただきたいと思います。

倉橋委員長

4名の承認について、議第3号について議決させていただきます。

全委員

異議なし。

倉橋委員長

それでは、異議がないので可決承認いたします。次に報告事項に移ります。説明をお願いします。

5 教育委員会 報告・説明事項について

(1) 教育長後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長

～資料に基づき報告～

No.13 みわこどもまつり

No.14 第21回ペタンクジャパンオープン

No.15 平成28年度福知山市文化祭第59回市民俳句大会

No.16 公益社団法人日本3B体操協会創立45周年記念大会生涯学習フェスティバル PARTVI 2016in 舞鶴 第6回北関西大会

No.17 貝谷バレエ団福知山研究所・第42回発表会スタジオコンサート

No.18 公益社団法人福知山市文化協会創立70周年記念特別事業東京混声合唱団演奏会

No.19 雲原砂防イベント2016

No.20 J A京都ののくにカップ第10回少年サッカー大会

No.21 東日本大震災から5年、福島を学ぶつどい

No.22 福島のこどもサマーキャンプ

No.23 第2回たんぼラグビーin 京都・福知山

倉橋委員長

後援承認について、御質問や御意見がありましたらお願いします。

塩見委員 No.21 東日本大震災から5年、福島を学ぶつどい、No.22 福島のこどもサマーキャンプについて、こちらの組織についてどのようなものでしょうか。

崎山次長兼生涯学習課長

震災以降、地元で作られている任意の団体です。福島県檜葉町役場や教育委員会と連携しているような行事をされています。福知山市は昨年度も後援承認されており、今回教育委員会にも後援依頼がありましたので承認するものであります。

倉橋委員長 他にありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。それでは、次の報告事項をお願いします。

(2) 元校長による働きかけの規制及び再就職先の届出について

眞下次長兼学校教育課長 ～資料に基づき報告～

資料については、会議案43ページから57ページまでとなります。

4月の定例教育委員会議におきまして、小中学校に勤務する府費負担教職員の服務に規定する一部を改正する規定の制定について報告しましたところ、営利企業等従事の説明について、教育長より「どういうことがいけないのか。口利きがよく理解できない」という御意見をいただきました。そのため資料をお示して、あらためて説明するとお答えしましたので、元校長の働きかけ（口利き）の規制及び再就職先の届出につきまして説明いたします。

本件は、管理職の退職管理に関わるもので、2月の校園長会議の連絡事項におきまして、「地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、職員の退職管理が新たに設けられました。これは、地方公務員法第38条の2の規定により、退職管理の適正の確保として、退職職員による現職職員への働きかけに関する規制等を導入するものであります。

府費負担教職員に係る退職管理については、「任命権者」を「市町村教育委員会」と読み替えることとされており、府費負担教職員に係る退職管理は、市町村教育委員会が行うこととなります。

退職管理を行うため、福知山市では3月市議会定例会に「退職管理条例案」を上程し、制定に向けて事務処理を進めています。

この条例は、府費負担教職員の退職管理にも対応できる内容となっており、一定の役職者以上の者は、再就職情報の届出が義務付けられ、その届出の義務付け期間は離職後2年というものです。

市の条例では、退職時に課長級以上の者が対象となることから、教職員については、校長が対象になります。

この退職管理条例が制定されましたら、平成28年3月末で退職される方は対象になるとともに、届出の義務付け期間が離職後2年ということですので、平成27年3月末で退職した校長も対

象となります。条例制定後には、学校にも通知し周知を図る」と簡単に説明いたしました。

43ページにありますのが、3月市議会定例会で制定されました「福知山市職員の退職管理に関する条例」の全文で、44ページから49ページが、「福知山市職員の退職管理に関する規則」の全文となります。この規則には、49ページの第23条に任命権者への再就職の届出る具体的事項など、条例の委任又は実施のための細目に関する事項について定めた規則になりますので、併せて添付しております。

「福知山市職員の退職管理に関する条例」の第2条に、働きかけの規制について、また第3条で再就職先の届出の義務が規定されております。

規制の主体については、先程も申し上げましたが、市の条例で退職時に課長級以上の者が対象になることから、教職員については校長が対象になります。

退職管理にかかる具体的内容につきましては、市の職員課が作成しました資料で説明いたします。

働きかけの規制についてですが、50ページにあります「1 元職員による働きかけの規制」に「法律で規定」の区分があります。

この法律で規定する部分については、地方公務員法第38条の2の規定により、全ての再就職者や元部長級の再就職者については、離職後の規制期間が定められています。

在職中のポストに関係なく、全ての再就職者に対する規制については、51ページにありますように、離職後に営利企業等に再就職した元職員（再就職者）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体（福知山市）の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体（福知山市）との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（働きかけ）が禁止されています。

在職中のポストや職務内容によっては、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。

50ページにありますように、市条例第2条により、元次長級・課長級で、平成26年度退職者から離職後2年間、離職前5年より前であっても、次長級・課長級に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけが、今回禁止とされたものです。

校長在職期間が5年を超える分は、その期間も含めて規制期間になるということです。

ここで言う「働きかけ」や「職務上の行為をする（行為をしない）よう、要求又は依頼」については、54ページにあります退職管理Q&AのQ1及びQ2の回答で解説しております。

営利企業等に再就職した元職員による働きかけを規制する法改正並びに条例制定ですが、Q5の回答にありますように、ここで言う営利企業等とは、営利企業及び非営利法人のことをいいますが、非営利法人のうち国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人は除くとなっておりますので、退職後、教育委員会で指導主事等としてお勤めになることは、「営利企業等に再就職した元職員、校長」には該当しません。

次に、再就職先の届出についてですが、これは「福知山市職員の退職管理に関する条例」の第3条に規定されているものです。

50ページにあります「2 再就職情報の届出の義務化」にありますように、課長級の再就職者は離職後2年間、再就職先の届出が必要です。

離職後2年間は、働きかけを禁止する規定があり、平成26年度以降に退職された本市立小中学校長から規制等の対象で、退職後2年間に営利企業及び非営利法人に就職した場合（再々就職含む。）、本市立小中学校の校長であった方は、福知山市教育委員会への再就職情報の届出が義務付けられています。

教育委員会事務局における周知や運用は、条例制定を受けて、学校に通知し周知を図るため、55ページにありますとおり各小中学校長に対して、4月20日付けで周知文を発出しております。

また、今回の元校長の働きかけの規制及び再就職先の届出の対象となる、平成26年度退職9人及び平成27年度退職4人の小中学校退職校長13人に対しては、56ページのとおり4月15日付けで再就職した場合の届出について依頼済みであります。

説明につきましては、以上となります。

倉橋委員長 何か御質問や御意見がありましたらお願いします。
現時点で届出されたものはありますか。

眞下次長兼学校教育課長 法に則って届出されたものは、現時点ではございません。

倉橋委員長 他にありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 それでは、次の報告事項をお願いします。

(3) 総合教育会議について

藤田教育総務課参事 ～資料に基づき報告～

資料については、会議案58ページとなります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置するということになりました。総合教育会議につきましては、市長が招集し、原則公開における会議を実施するもので、市長及び教育委員で構成されます。

協議・調整事項につきましては、企画課と調整し、(1)福知山市教育大綱の見直しについてですが、教育に関する大綱を市長が総合教育会議において策定することになっております。

昨年、福知山市の教育大綱を策定したところでございますが、大綱の中身につきましては、本市総合計画の教育に関する部門の柱を大綱として定めることとしております。

平成28年度から新たに「未来創造 福知山」が策定されたことにより、教育大綱につきましても、「未来創造 福知山」の教育に関する柱を大綱としていくことになり、具体的な大綱案を当日お示しされますので協議をいただくものであります。

次に、(2) 福知山市教育振興計画の策定方針についてですが、教育基本法第17条に定められております。地方公共団体については、地域の実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないという努力義務でございます。

現在、福知山市としましては、教育振興基本計画は策定されておりません。今後策定していくにあたりまして、その策定の方針について市長から御提案があるものでございます。

具体的な内容につきましては、教育大綱と同じように「未来創造 福知山」を振興計画と読み替えていただくという案であるとのことでございますので、そのことにつきまして御意見をいただくものであります。

次に、(3) その他については、施策に対する意見交流をしていただきます。

市長からの意見交流としまして、この春に開学しました福知山公立大学の取組や今後のことについて、オブザーバーとして井口学長に参加いただき、現在の大学の状況を御説明していただきます。教育委員会と福知山公立大学の連携等につきまして、意見交流をしていただくものであります。

総合教育会議についての説明は以上となります。よろしく願いいたします。

倉橋委員長 何か御質問や御意見がありましたらお願いします。

荒木教育長 総合教育会議について、ホームページで公表されていますか。

藤田教育総務課参事

本件につきましては、市長が招集ということになりますので、企画課において福知山市のホームページで公表し、広報もしていただいております。

倉橋委員長 他に報告事項はありますでしょうか。

崎山次長兼生涯学習課長

7月2日に青少年健全育成大会が、開催予定となっております。京都府警察サイバー犯罪対策課の啓発・公報を専門にされている方に、講演いただく予定になっておりますので、御参加いただきますようよろしくお願いいたします。

倉橋委員長 他にありませんか。

和田委員

熱中症についての報道がありました。
部活動等ある中で、熱中症対策についてのマニュアルや先生方の対応など周知されていますでしょうか。

中川理事

各学校が示しております危機管理マニュアルの中に、熱中症の対応についても記載してありますので、それに基づいて対応することになっております。

荒木教育長 危機管理意識はあると思いますが、予測のしにくい気象状況となっておりますので、今後注意喚起していきたいと思います。

塩見委員 温度や湿度の測定機器はありますか。

中川理事 熱中症は個々の子どもの状況によりますので、基本的には気象状況を見ながら、子どもたちの状況を見ていくということになります。すべての学校に設置されているわけではないかと思えます。

塩見委員 各学校に一つの道具として設置は必要なのではないでしょうか。

中川理事 温度計はすべての学校に設置をするなど、気温、換気の状況について十分に検討していきたいと思えます。

倉橋委員長 その他に、報告事項はありますか。

全委員 特になし。

6 閉会

倉橋委員長が閉会を宣言。